

静岡大学教育学部附属島田中学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条

本会は、静岡大学教育学部附属島田中学校（以下、附属中学校）同窓会と称する。

第2条

本会は、会員相互の親睦を深め、かつ教養を高めると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、事務所を附属中学校内におく。

第2章 会 員

第4条

本会は次の会員で組織する。

- 1 正会員附属中学校（静岡青年師範学校附属中学校）卒業生
- 2 準会員附属中学校に在学した者で入会を希望する者
- 3 特別会員附属中学校現職員及び旧職員

第3章 事 業

第5条

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 会員の親睦互助を図る事項
- 3 附属中学校教育の支援
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業

第4章 役 員

第6条

本会に次の役員をおく。

- 1 会長（1名）
- 2 副会長（3名）
- 3 理事（若干名）
- 4 幹事（各年度ごと3名程度）
- 5 会計（2名）
- 6 書記（2名）

第7条

役員の仕事は、下のとおりとする。

- 1 会長本会を代表し、総会及び幹事会を招集し、会務を総括する。
- 2 副会長会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事附属中学校を代表し、本会との連絡に当たる。
- 4 幹事会務を処理し、会員相互の連絡に当たる。
- 5 会計本会の経費の処理に当たる。
- 6 書記本会の記録及びその保管に当たる。

第8条

役員の出選方法は、下のとおりとする。

- 1 会長幹事会で選出し、総会の承認を得る。
- 2 副会長幹事会で選出し、総会の承認を得る。但し、男性2名女性1名とする。
- 3 理事特別会員中から会長が委嘱する。
- 4 幹事卒業各年次毎に通常会員から3名程度を互選する。
- 5 会計幹事会で選出し、会長が委任する。
- 6 書記幹事会で選出し、会長が委任する。

第9条

役員の仕事は1年とし、重任することを妨げない。欠員を生じた時は必要に応じて補充する。但し、この任期は前任者の残存期間とする。

第10条

本会に顧問をおき、現任校長及び本会に対し、功労顕著な者で総会の承認を経た者を会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

第11条

本会に理事及び幹事より会計監査2名をおき、任期を1年とし、重任を妨げない。

第5章 機関及び会議

第12条

本会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 幹事会

第13条

総会は、毎年1回開催することを原則とする。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第14条

総会に付すべき事項は、下のとおりとする。

- 1 役員の承認
- 2 会則の変更
- 3 予算の決議及び決算の承認
- 4 その他重要な事項

第15条

総会の議決は出席者の過半数によるものとする。

第16条

幹事会は幹事及び理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第17条

幹事会の機能は次の通りとする。

- 1 予算の審議
- 2 事業計画の立案
- 3 緊急を要する事項の審議及び決議
- 4 その他

第6章 会 計

第18条

本会の経費は入会金、寄附金及びその他の収入による。

第19条

正会員及び準会員は入会の際、本会に入会金1,000円を納入する。

第20条

本会の会計年度は8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第7章 附 則

第21条

正会員は住所の異動を本会事務所に通知するものとする。

第22条

本会則は昭和40年3月28日より実施する。

平成24年1月28日会則一部改正